

会計検査院規則第二号

会計検査院法施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月十三日

会計検査院長 森田 祐司

会計検査院法施行規則等の一部を改正する規則

(会計検査院法施行規則の一部改正)

第一条 会計検査院法施行規則(昭和二十二年会計検査院規則第四号)の一部を次のように改正する。  
。

第十八条及び第十九条を削り、第二十条を第十八条とする。

(計算証明規則の一部改正)

第二条 計算証明規則(昭和二十七年会計検査院規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一条の四第一項中「次の各号のいずれかの記録媒体」を「光ディスク(日本産業規格X六二四一、X六二四五、X六二四九、X六二八一又はX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルのものに限る。)」に改め、同項第一号及び第二号を削る。

第八十六条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活

用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第三条第一項の規定により」を「第六条第一項の規定に基づき」に改め、「（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）」を削り、「よって計算証明をすることができる」を「より計算証明をする場合については、この章の定めるところによる」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第八十六条の二 情報通信技術活用法第六条第一項に規定する会計検査院規則で定める電子情報処理組織は、会計検査院の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と証明責任者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

2 前項に規定する証明責任者の使用に係る電子計算機は、会計検査院の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

第八十七条第一項中「（入出力装置を含む。以下同じ。）」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第八十七条の二 情報通信技術活用法第六条第六項に規定する会計検査院規則で定める場合は、第五条第一項の規定により証拠書類の原本を提出しなければならない場合（証拠書類の原本と共に

編集するものがある場合を含む。)とする。

第九十条中「情報通信技術利用法第三条第四項」を「情報通信技術活用法第六条第四項」に改める。

(会計検査院懲戒処分要求及び検定規則の一部改正)

第三条 会計検査院懲戒処分要求及び検定規則(平成十八年会計検査院規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の見出しを「(電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等の指定制)」に改め、同条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第三条第一項及びこの規則」を「第六条第一項」に、「(情報通信技術利用法第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。)」を使用して行わせる」を「を使用する方法により行う」に、「情報通信技術利用法第二条第六号」を「同法第三条第八号」に改め、同条第二項を削る。

第二十五条第一項中「第十四条」を「第十三条」に、「第二十三条第三項」を「第二十三条第一項」に改め、同条第二項中「第二十三条」を「第二十四条」に改め、同条を第三十条とする。

第二十四条中「第十三条」を「第十二条」に改め、同条を第二十九条とし、同条の前に次の四条

を加える。

（電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等の指定）

第二十五条 情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等（同法第三条第九号に規定する処分通知等をいう。以下同じ。）は、第一条から第三条まで、第五条第一項、第十条（第十二条第三項において準用する場合を含み、有責任通知書の送付に係る部分に限る。）、第十二条第一項、第十七条第一項（第十九条第三項において準用する場合を含み、有責任通知書の送付に係る部分に限る。）及び第十九条第一項の規定による処分通知等とする。

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第二十六条 情報通信技術活用法第七条第一項に規定する会計検査院規則で定める電子情報処理組織は、会計検査院の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

2 前項に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機は、会計検査院の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。  
（電子情報処理組織による処分通知等）

第二十七条 会計検査院は、情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使

用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を会計検査院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならぬ。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第二十八条 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する会計検査院規則で定める方式は、第二十六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の会計検査院に対する届出とする。

第二十三条に見出しとして「（電子情報処理組織による申請等）」を付し、同条第一項中「前条の規定により、」を「情報通信技術活用法第六条第一項の規定により」に、「使用して申請等又は処分通知等をする場合は、書面等に」を「使用する方法により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに」に、「申請等を」を「申請等を」に、「（入出力装置を含む。以下同じ。）」から入力し、又は会計検査院の使用に係る電子計算機から入力して」を「から入力して、申請等を」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「情報通信技術活用法第三条第四項又は第四条第四項における」を「情報通信技術活用法第六条第四項に規定する」に、「とは、電子情報処理組織を使用して行う申請等又は処分通知等に記録された」を「であって会計検査院規則で定めるものは、申請等に係る」に、「に係る」を「を行った者を確認するために必要な事項を証する」に改め

、「又は処分通知等」を削り、「送信すること」の下に「又は会計検査院の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずること」を加え、同条第三項中「又は処分通知等を受ける者」を削り、同条を第二十四条とし、第二十二條の次に次の一條を加える。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第二十三條 情報通信技術活用法第六條第一項に規定する会計検査院規則で定める電子情報処理組織は、会計検査院の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

2 前項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機は、会計検査院の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

#### 附 則

1 この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日から施行する。

2 平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律の施行に伴う会計検査の実施に  
関し必要な事項を定める規則（平成二十三年会計検査院規則第七号）の一部を次のように改正する

。

第三条の表第二十二條第二項の項を次のように改める。

第二十五條第一項		
	<p>第一條から第三條まで、第五條第一項、第十條（第十二條第三項において準用する場合を含む）、有責任通知書の送付に係る部分に限る。）、第十二條第一項、第十七條第一項（第十九條第三項において準用する場合を含む）、有責任通知書の送付に係る部分に限る。）及び第十九條第一項</p>	<p>規則第三條の規定により読み替えて適用する第十條（有責任通知書の送付に係る部分に限る。）、規則第三條の規定により読み替えて適用する第十二條第一項、規則第三條の規定により読み替えて適用する第十二條第三項において準用する第十條（有責任通知書の送付に係る部分に限る。）、規則第三條の規定により読み替えて適用する第十條第一項（有責任通知書の送付に係る部分に限る。）、第十九條第一項及び同條第三項において準用する第十七條第一項（有責任通知書の送付に係る部分に限る。）</p>

第三条の表第二十三条第一項の項を削る。



改正後

改正前

（削る）

第十八条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により電子情報処理組織（情報通信技術利用法第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる申請等（情報通信技術利用法第二条第六号に規定する申請等をいう。以下同じ。）は、法第二十三条第一項、法第二十七条及び法第三十七条の規定による申請等とする。

② 情報通信技術利用法第四条第一項の規定により電子情報処理組織（情報通信技術利用法第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる処分通知等（情報通信技術利用法第二条第七号に規定する処分通知等をいう。以下同じ。）は、法第二十三条第二項、法第二十六条、法第二十八条、法第三十条の二（内閣に対する報告に係る部分に限る。）、法第三十三条、法第三十四条、法第三十六条及び法第三十七条並びに第七十三条第三号、第十五条の二及び前条の規定による処分通知等とする。この場合においては、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを申し出たときに限るものとする。

（削る）

第十九条 前条の規定により、電子情報処理組織を使用して申請等又は処分通知等をする場合は、あらかじめ定められた様式に記載すべきこととされている事項を申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し、又は会計検査院の使用に係る電子計算機から

入力して行わなければならない。

② 情報通信技術利用法第三条第四項又は第四条第四項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、電子情報処理組織を使用して行う申請等又は処分通知等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等又は処分通知等と併せて送信することをいう。

③ 前項に規定する電子署名は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する要件に該当する電子署名とし、電子証明書は、会計検査院又は処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機において識別することができ、るものであつて、次に掲げるものとする。

一 政府認証基盤（複数の認証局によつて構成される認証基盤であつて、行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下同じ。）における政府共用認証局が作成したもの

二 政府認証基盤におけるブリッジ認証局（政府認証基盤を構成する認証局であつて、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証を行うことができるものをいう。）と相互認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成したもの

第二十条（同上）

第十八条（略）

改正後

第一条の四 会計検査院法第二十四条第一項に規定する会計検査院規則で定めるものは、光ディスク（日本産業規格X六二四一、X六二四五、X六二四九、X六二八一又はX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルのものに限る。）に計算証明書類に記載すべき事項を記録したものと

（削る）

（削る）

2・3 （略）

第五章 電子情報処理組織を使用して計算証明をする場合の特則

（電子情報処理組織を使用した計算証明）

第八十六条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六條第一項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法により計算証明をする場合については、この章の定めるところによる。

第八十六条の二 情報通信技術活用法第六條第一項に規定する会計検査院規則で定める電子情報処理組織は、会計検査院の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と証明責任者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。  
2 前項に規定する証明責任者の使用に係る電子計算機は、会計検査院の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

改正前

傍線部分が改正箇所

第一条の四 会計検査院法第二十四条第一項に規定する会計検査院規則で定めるものは、次の各号のいずれかの記録媒体に計算証明書類に記載すべき事項を記録したものとする。

一 光ディスクカートリッジ（日本産業規格X六二七五又はX六二七七に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。）

二 光ディスク（次に掲げるものに限る。）

イ 日本産業規格X六二八一又はX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルのもの

ロ 日本産業規格X六二四一又はX六二四五に適合する直径百二十ミリメートルのもの

（同上）

（同上）

（電子情報処理組織を使用した計算証明）

第八十六条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第三條第一項の規定により、電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法によって計算証明をすることができ。

（新設）

（新設）

(電子情報処理組織を使用した計算証明の方法)  
第八十七条 電子情報処理組織を使用して計算証明をするときは、会計検査院の定める基準に従い、計算証明書類に記載すべき事項に係る情報(以下「計算証明情報」という。)を証明責任者の使用に係る電子計算機から入力し、送信しなければならない。

2・3 (略)

(電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第八十七条の二 情報通信技術活用法第六条第六項に規定する会計検査院規則で定める場合は、第五条第一項の規定により証拠書類の原本を提出しなければならない場合(証拠書類の原本と共に編集するものがある場合を含む。)とする。

(署名等に代わる措置)

第九十条 情報通信技術活用法第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて会計検査院規則で定めるものは、次の各号に掲げる証明責任者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 (略)

二 第四章に規定する証明責任者 第八十八条第二項の規定により付与された識別符号及び暗証符号を証明責任者の使用に係る電子計算機から入力し、送信する措置

(電子情報処理組織を使用した計算証明の方法)

第八十七条 電子情報処理組織を使用して計算証明をするときは、会計検査院の定める基準に従い、計算証明書類に記載すべき事項に係る情報(以下「計算証明情報」という。)を証明責任者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から入力し、送信しなければならない。  
い。  
(同上)

(新設)

(署名等に代わる措置)

第九十条 情報通信技術利用法第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて会計検査院規則で定めるものは、次の各号に掲げる証明責任者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(同上)

(同上)

改正後

改正前

（電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等の指定）

第二十二條 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六條第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等（同法第三條第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）は、第四條の規定による申請等とする。

（削る）

（申請等に係る電子情報処理組織）

第二十三條 情報通信技術活用法第六條第一項に規定する会計検査院規則で定める電子情報処理組織は、会計検査院の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の

（電子情報処理組織による申請等又は処分通知等）

第二十二條 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第三條第一項及びこの規則の規定により電子情報処理組織（情報通信技術活用法第三條第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる申請等（情報通信技術活用法第二條第六号に規定する申請等をいう。以下同じ。）は、第四條の規定による申請等とする。

2

情報通信技術活用法第四條第一項及びこの規則の規定により電子情報処理組織（情報通信技術活用法第四條第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる処分通知等（情報通信技術活用法第二條第七号に規定する処分通知等をいう。以下同じ。）は、第一條から第三條まで、第五條、第十條（第十二條第三項において準用する場合を含む。）、第十二條第一項、第十七條第一項（第十九條第三項において準用する場合を含む。）並びに第十九條第一項及び第二項の規定による処分通知等とする。この場合においては、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを申し出たときに限るものとする。

（新設）

使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

2 前項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機は、会計検査院の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第二十四条 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 情報通信技術活用法第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて会計検査院規則で定めるものは、申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は会計検査院の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずることをいう。

3 前項に規定する電子署名は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する要件に該当する電子署名とし、電子証明書は、会計検査院の使用に係る電子計算機において識別することができるものであつて、次に掲げるものとする。

一 政府認証基盤（複数の認証局によって構成される認証基盤であつて、行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行

第二十三条 前条の規定により、電子情報処理組織を使用して申請等又は処分通知等をする場合は、書面等に記載すべきこととされている事項を申請等をする者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から入力し、又は会計検査院の使用に係る電子計算機から入力して行わなければならない。ただし、請求を行う者が、電子計算機から入力することに代えて、添付すべきこととされている書類等を提出することを妨げない。

2 情報通信技術利用法第三条第四項又は第四条第四項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、電子情報処理組織を使用して行う申請等又は処分通知等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等又は処分通知等と併せて送信することをいう。

3 前項に規定する電子署名は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する要件に該当する電子署名とし、電子証明書は、会計検査院又は処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機において識別することができるものであつて、次に掲げるものとする。

(同上)

わせるために運営するものをいう。以下同じ。）における政府  
共用認証局が作成したもの

二 政府認証基盤におけるブリッジ認証局（政府認証基盤を構成  
する認証局であって、政府認証基盤を構成する他の認証局以外  
の認証局と相互認証を行うことができるものをいう。）と相互  
認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外  
のものが作成したもの

（電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分  
通知等の指定）

第二十五条 情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情  
報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等（  
同法第三条第九号に規定する処分通知等をいう。以下同じ。）は  
、第一条から第三条まで、第五条第一項、第十条（第十二条第三  
項において準用する場合を含む）、有責任通知書の送付に係る部分  
に限る。）、第十二条第一項、第十七条第一項（第十九条第三項  
において準用する場合を含む）、有責任通知書の送付に係る部分に  
限る。）及び第十九条第一項の規定による処分通知等とする。

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第二十六条 情報通信技術活用法第七条第一項に規定する会計検査  
院規則で定める電子情報処理組織は、会計検査院の使用に係る電  
子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電  
気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

2 前項に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機  
は、会計検査院の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて  
接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

（同上）

（新設）

（新設）

第二十七条 会計検査院は、情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を会計検査院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第二十八条 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する会計検査院規則で定める方式は、第二十六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の会計検査院に対する届出とする。

(電磁的記録による作成)

第二十九条 予責法第十二条に規定する会計検査院規則で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

(電磁的方法による提出)

第三十条 予責法第十三条第一項に規定する会計検査院規則で定める電磁的方法は、前条の規定により作成された電磁的記録を第二十三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して提出する方法とする。

2 第二十四条の規定は、前項の場合に準用する。この場合においては、第二十条の規定による記名押印を要しない。

(新設)

(新設)

(電磁的記録による作成)

第二十四条 予責法第十三条に規定する会計検査院規則で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

(電磁的方法による提出)

第二十五条 予責法第十四条第一項に規定する会計検査院規則で定める電磁的方法は、前条の規定により作成された電磁的記録を第二十三条第三項に規定する電子情報処理組織を使用して提出する方法とする。

2 第二十三条の規定は、前項の場合に準用する。この場合においては、第二十条の規定による記名押印を要しない。



◎平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律の施行に伴う会計検査の実施に関し必要な事項を定める規則（平成二十三年会計検査院規則第七号）（抄）

傍線部分が改正箇所

改正後

改正前

（会計検査院懲戒処分要求及び検定期則の規定の適用）  
 第三条 緊急措置法第八条第五項の規定による会計検査院懲戒処分要求及び検定期則（平成十八年会計検査院規則第四号）の適用については、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条（同上）

<p>第二十五条第一項</p>	<p>第一条から第三条まで、第五条第一項、第十条（第十二条第三項において準用する場合を含む）、有責任通知書の送付に係る部分に限る。）、第十二条第一項、第十七条第一項（第十九条第三項において準用する場合を含む）、有責任通知書の送付に係る部分に限る。）及び第十九条第一項</p>	<p>規則第三条の規定により読み替えて適用する第十条（有責任通知書の送付に係る部分に限る。）、規則第三条の規定により読み替えて適用する第十二条第一項、規則第三条の規定により読み替えて適用する第十二条第三項において準用する第十条（有責任通知書の送付に係る部分に限る。）、規則第三条の規定により読み替えて適用する第十七条第一項（有責任通知書の送付に係る部分に限る。）、第十九条第一項及び同条</p>
<p>第二十二條第二項</p>	<p>第一条から第三条まで、第五条、第十条（第十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項、第十七条第一項（第十九条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項</p>	<p>規則第三条の規定により読み替えて適用する第十条、規則第三条の規定により読み替えて適用する第十二条第一項、規則第三条の規定により読み替えて適用する第十二条第三項において準用する第十条、規則第三条の規定により読み替えて適用する第十七条第一項、第十九条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する第十七条第一項</p>

	(削る)
	第三項において準用する第十七条第一項(有責任通知書の送付に係る部分に限る。)

	項 第二十三条第一
<p>電子計算機から入力して</p> <p>ならない。ただし、請求を行う者が、電子計算機から入力することに代えて、添付すべきこととされている書類等を提出することを妨げない</p>	<p>前条</p> <p>申請等又は処分通知等</p> <p>事項を申請等をする者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から入力し、又は</p>
<p>ならない</p>	<p>電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から入力して</p> <p>事項を</p> <p>処分通知等</p> <p>規則第三条の規定により読み替えて適用する前条第二項</p>